

平成30年11月定例会

総務委員会説明資料  
(その2)

経営戦略部  
監察局  
出納局

# 目 次

## I 提出案件

1	その他の議案等	-----	1
(1)	条 例 案	-----	1

## I 提出案件

### 1 その他の議案等

#### (1) 条例案

##### ① 職員の給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例 (人事課)

###### ア 改正の理由

平成30年10月17日付けの人事委員会勧告に鑑み、本県の一般職の職員の給与について改定を行う等の必要がある。

###### イ 改正の概要

###### (ア) 職員の給与に関する条例の一部改正

###### a 給料表の改定

全ての給料表について、若年層に重点を置きながら全ての号俸において給料月額を引き上げることとする。

###### b 諸手当の改定

(a) 初任給調整手当について、医療職給料表(一)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額の限度額を41万4千8百円に引き上げることとする。

(b) 期末手当について、6月期及び12月期の支給割合を100分の130(特定幹部職員にあつては、100分の110)に改定することとし、また、再任用職員の期末手当について、6月期及び12月期の支給割合を100分の72.5(特定幹部職員にあつては、100分の62.5)に改定することとする。

(c) 勤勉手当について、12月期の支給割合を100分の95(特定幹部職員にあつては、100分の115)に引き上げることとし、また、再任用職員の勤勉手当について、12月期の支給割合を100分の47.5(特定幹部職員にあつては、100分の57.5)に引き上げることとする。

(d) 勤勉手当について、6月期の支給割合を100分の92.5（特定幹部職員にあつては、100分の112.5）に引き上げ、12月期の支給割合を100分の92.5（特定幹部職員にあつては、100分の112.5）に引き下げることとし、また、再任用職員の勤勉手当について、6月期の支給割合を100分の45（特定幹部職員にあつては、100分の55）に引き上げ、12月期の支給割合を100分の45（特定幹部職員にあつては、100分の55）に引き下げることとする。

(イ) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正

a 給料表の改定

全ての給料表について、全ての号俸において給料月額を引き上げることとする。

b 期末手当の改定

(a) 12月期の支給割合を100分の170に引き上げることとする。

(b) 6月期の支給割合を100分の167.5に引き上げ、12月期の支給割合を100分の167.5に引き下げることとする。

ウ 施行期日等

(ア) この条例は、公布の日から施行することとする。ただし、イの(ア)のbの(b)及び(d)並びに(イ)のbの(b)については、平成31年4月1日から施行することとする。

(イ) イの(ア)のa及びbの(a)並びに(イ)のaについては平成30年4月1日から、イの(ア)のbの(c)及び(イ)のbの(a)については同年12月1日から適用することとする。

## ② 知事等の給与に関する条例の一部を改正する条例 (人事課)

### ア 改正の理由

特別職の国家公務員の期末手当が改定されることに鑑み、知事等の期末手当についても同様の改定を行うとともに、本県の財政の健全化について自ら取り組むため、平成31年4月から平成32年3月までの間の知事等の給料月額を減額する必要がある。

### イ 改正の概要

(ア) 期末手当について、12月期の支給割合を100分の177.5に引き上げることとする。

(イ) 期末手当について、6月期の支給割合を100分の167.5に引き上げ、12月期の支給割合を100分の167.5に引き下げることとする。

(ウ) 給料月額について、平成31年4月から平成32年3月までの間、知事にあつては100分の25を、副知事にあつては100分の10を、常勤の監査委員にあつては100分の5を、企業局長にあつては100分の5を減じた額とすることとする。

### ウ 施行期日等

(ア) この条例は、公布の日から施行することとする。ただし、イの(イ)及び(ウ)については、平成31年4月1日から施行することとする。

(イ) イの(ア)については、平成30年12月1日から適用することとする。